

令和3年度第2回平塚市成年後見制度利用促進協議会次第

日 時 令和4年3月29日(火)

14:00~16:00

場 所 平塚市役所本館 4階 410会議室

1 福祉部長挨拶

2 議題

(1) 令和3年度平塚市成年後見制度に関する状況について

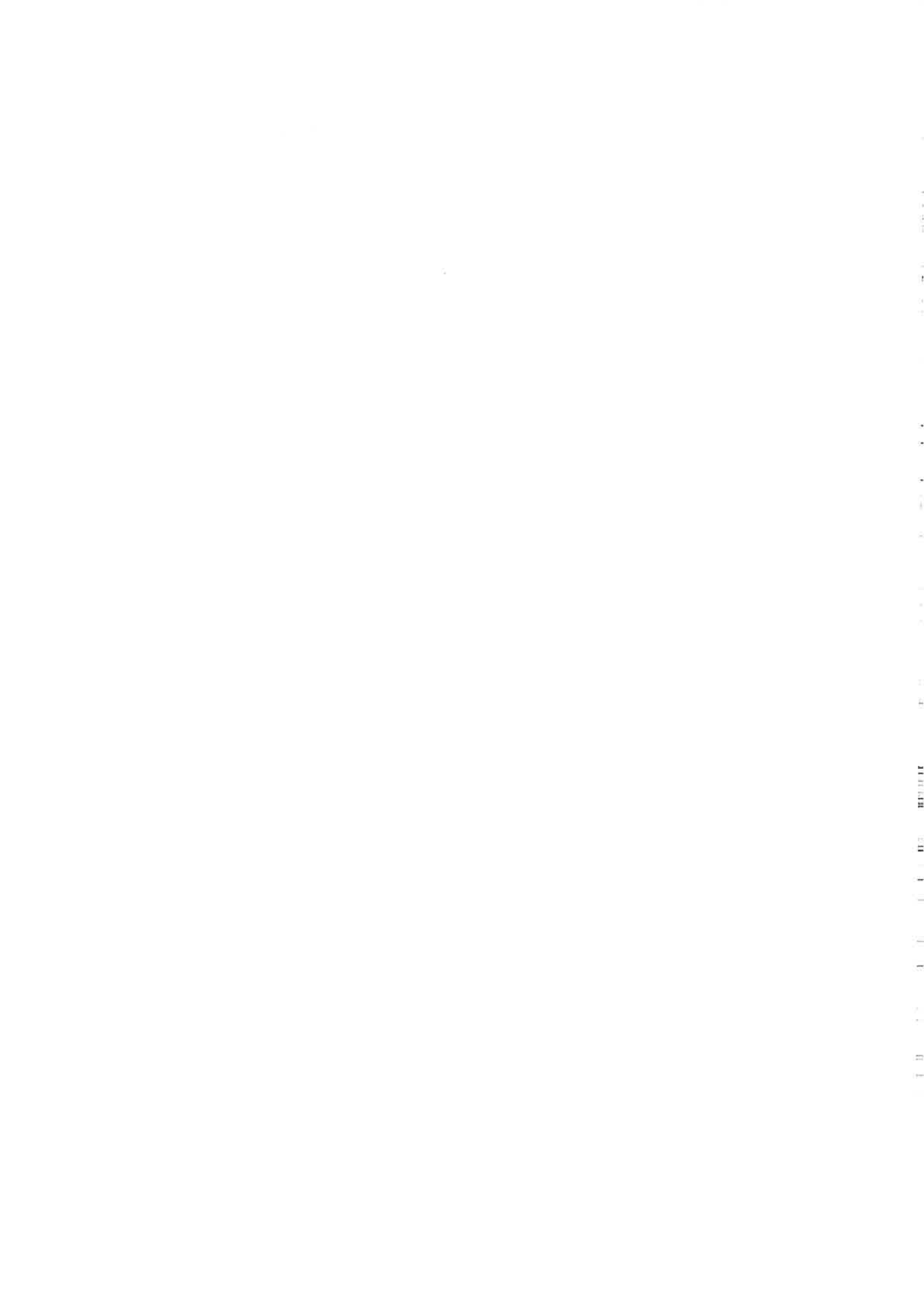
ア 平塚市成年後見利用支援センター事業について

イ 市長申立て、報酬助成について

(2) 平塚市の中核機関の設置と今後の方向性について

(3) その他

以 上



平塚市成年後見制度利用促進協議会委員名簿（令和3年11月1日～）
（任期2年 R2.10.1～R4.9.30）

順不同・敬称略

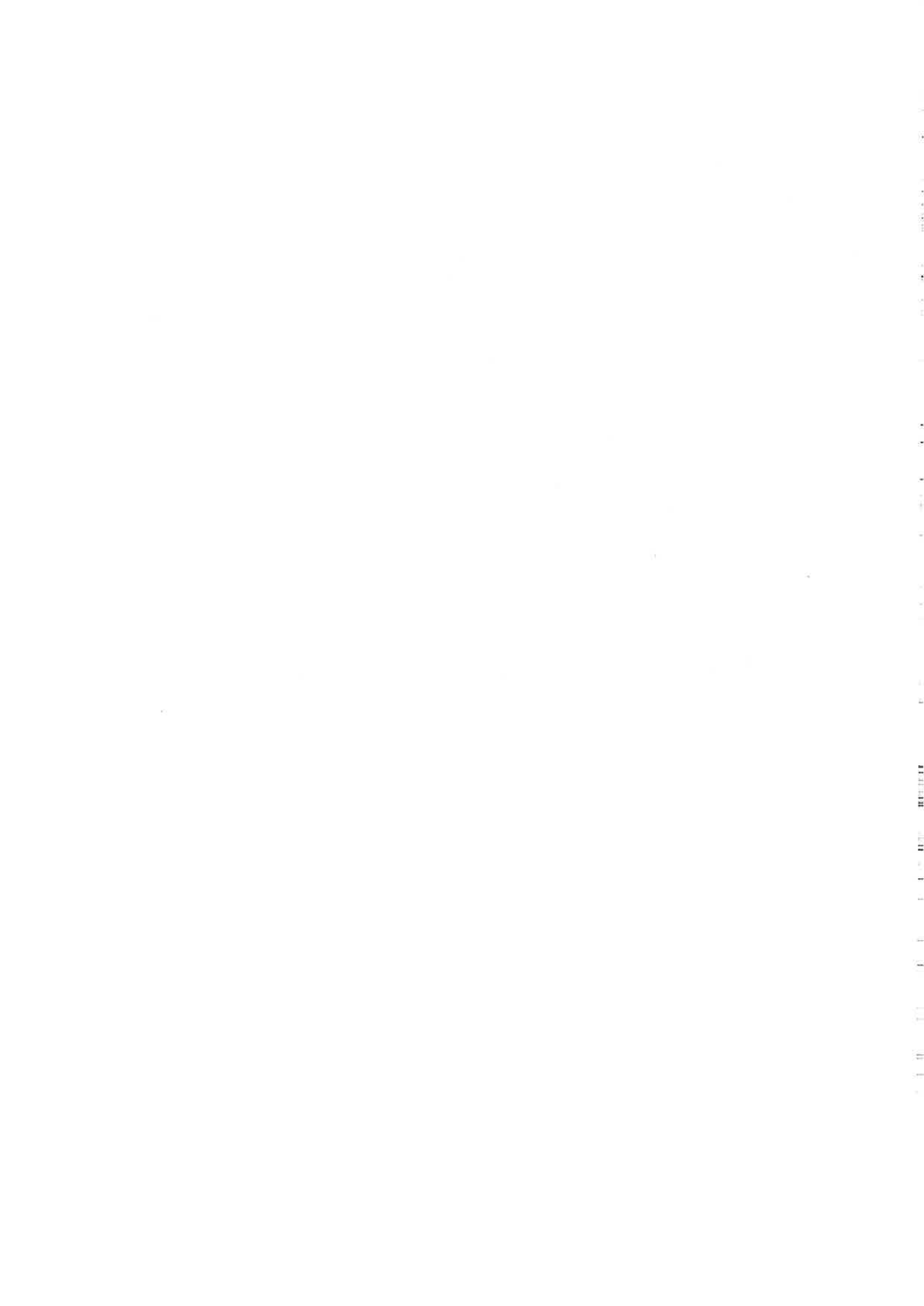
分野	所 属	職名	氏 名
専門職	神奈川県弁護士会	弁 護 士	町川 智康
専門職	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	司法書士	浅沼 賢史
専門職	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	社会福祉士	田中 晃
専門職	一般社団法人 コスモス成年後見 サポートセンター	行政書士	白澤 香織
専門職	東京地方税理士会 平塚支部	税 理 士	村田 一秀
学識経験者	学校法人東海大学 健康学部健康マネジメント学 科	准 教 授	菅野 和恵
NPO法人	特定非営利活動法人 NPO成年後見湘南	顧 問	渡邊 浩子
関係団体	平塚市障がい者団体連合会	会 計	長橋 尚子
関係団体	地域包括支援センター あさひみなみ	社会福祉士	遠藤 学

<事務局>

所属	役職	氏名
平塚市福祉部	部長	岩崎 和子
平塚市福祉部福祉総務課	課長	小菅 正人
平塚市福祉部福祉総務課	課長代理	杉崎 哲也
平塚市福祉部福祉総務課	主査	木村 孝子
平塚市福祉部福祉総務課	主査	石田 真友子
平塚市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	高橋 勇二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	次長兼課長	遠藤 年彦
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	副センター長	中田 栄二
平塚市成年後見利用支援センター (いきいき生活支援課)	班長	田中 直樹
平塚市福祉部高齢福祉課	担当長	大川 智裕
平塚市福祉部障がい福祉課	課長代理	村田 真一
平塚市福祉部生活福祉課	課長代理	山口 洋一

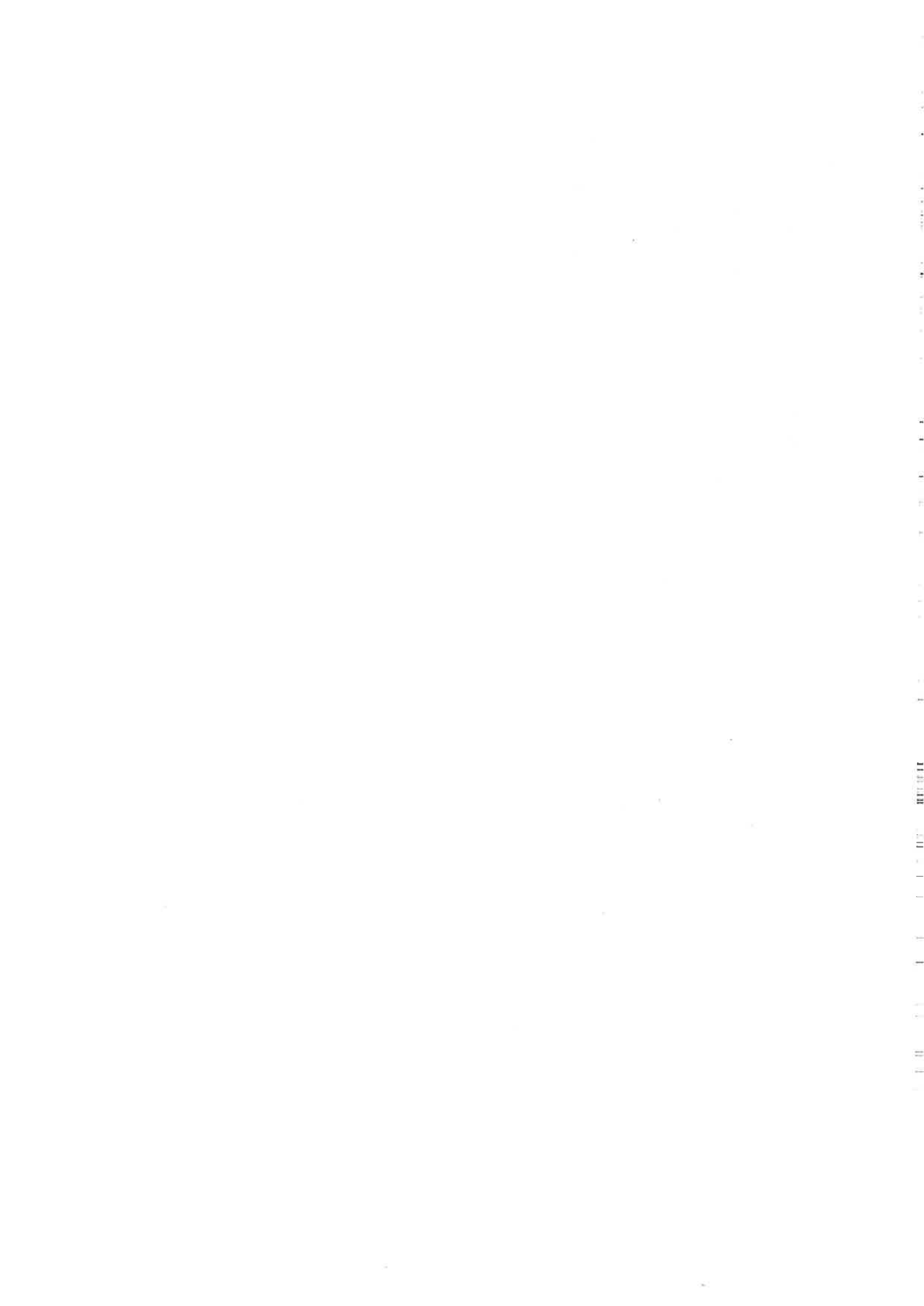
平塚市成年後見利用支援センター 令和3年度業務概況(総括表)

4月1~30日	5月1~31日	6月1~30日	7月1~31日	8月1~31日	9月1~30日	10月1~31日	11月1~30日	12月1~31日	1月1~31日	2月1~28日
(開所日数:22日)	(開所日数:18.5日)	(開所日数:23日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:22日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:22日)	(開所日数:20.5日)	(開所日数:21日)	(開所日数:19.5日)	(開所日数:19日)
土曜開所(4/3)	後見サポーター全体会会(5/6)	土曜開所(6/5)	後見サポーター全体会会(7/1)	後見サポーター、市民後見人養成講座DVD上映会(中止)(8/5)	市民協会長会議広報(9/2)	出張講座(包括ゆりのき)(10/1)(延期)	後見サポーター全体会会(11/4)	市民後見人養成講座(実践研修)⑥(12/1)	後見サポーター全体会会(1/6)	成年後見人養成講座(2/2)(中止)
成年後見人養成講座(4/26)	土曜午前開所(5/15)	社会福祉士養成実習対応(6/8)	市民後見人養成講座(実践研修)②(7/2)	土曜開所(8/7)	後見サポーター全体会会(9/2)(中止)	土曜開所(10/2)	他社社協との打合せ(11/5)	後見サポーター、市民後見人養成講座DVD上映会(12/2)	土曜午前開所(1/15)	市民後見人フォーラムアップ研修(2/3)
専門相談(4/27)	総活ワーキング(5/17)	後見サポーター、市民後見人養成講座DVD上映会(中止)(6/10)	大学連携講座(7/13)	専門相談(8/17)	社会福祉士養成実習対応(9/8)	市民後見人養成講座(実践研修)⑤(10/2)	権利擁護講演会事前収録(11/10)	市民向け権利擁護講演会(12/3)①	申立手続説明会(1/17)	土曜開所(2/5)
受任調整・企画運営会議(4/27)(延期)	受任調整・企画運営会議(5/17)⇒4月分	支援者のための申立手続講座(6/11)	専門相談(7/15)	受任調整・企画運営会議(8/17)(延期)	市民後見人養成講座(実践研修)⑤(9/10)	後見サポーター、市民後見人養成講座DVD上映会(10/7)	社会福祉士養成実習対応(11/12)	土曜開所(12/4)	専門相談(1/20)	出張講座(港福祉村)(2/5)(延期)
	申立手続説明会(5/19)	市民後見人養成講座(実践研修)①(6/14)	市民後見人養成講座(実践研修)③(7/16)	出張講座(包括倉田会)(延期)(8/20)	受任調整・企画運営会議(9/13)	成年後見人養成講座(10/8)	申立手続説明会(11/12)	市民後見人養成講座(実践研修)⑦(12/7)	総活ワーキング(1/26)中止	親族後見人講習会・交流会(情報交換会)(2/7)
	専門相談(5/20)	専門相談(6/15)	土曜午前開所(7/17)	社会福祉士養成実習対応(8/25)	成年後見人養成講座(Zoom)(9/13)	市民後見人養成講座(実践研修)⑧(10/12)	成年後見人養成講座(11/15)	市民後見人養成講座(実践研修)⑧(12/9)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(1/27)	専門相談(2/15)
	R2年度市民後見人養成講座(5/21)	受任調整・企画運営会議(6/15)	申立手続説明会(7/20)	成年後見人養成講座(8/25)(中止)	専門相談(9/16)	出張講座(包括あさひきた)(10/14)	専門相談(11/18)	成年後見人養成講座(12/13)	福祉関係者向け権利擁護講演会(1/28)延期	受任調整・企画運営会議(Zoom)(2/15)
	R2年度市民後見人養成講座(5/24)	保福福祉研修(教育会館)(6/25)	市民後見人養成講座(7/26)	市民後見人養成講座(8/26)	土曜午前開所(9/18)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(10/18)	出張講座(包括ゆりのき)(11/19)	市民向け権利擁護講演会(12/15)②	出張講座(包括ゆりのき)(1/28)	支援者のための申立手続講座(2/17)
出張講座等普及・広報事業を右の欄掛けで表示。		成年後見人養成講座(6/29)	市民後見人養成講座(7/29)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(8/30)	相談業務連絡会(平塚市社協内)(9/27)	専門相談(10/19)	土曜午前開所(11/20)	専門相談(12/21)		
					申立手続説明会(9/29)(中止)	受任調整・企画運営会議(Zoom)(10/19)	親族後見予習セミナー(11/26)	市民後見人養成講座(実践研修)修了判定会(12/21)		
					親族後見予習セミナー(10/22)			受任調整・企画運営会議(12/21)		
					支援者のための申立手続講座(10/27)			相談業務連絡会(平塚市社協内)(12/22)		
					成年後見利用促進連絡・調整会議(Zoom)(10/28)			市民向け権利擁護講演会(YouTube配信)(12/3~15)③		
					ネットワーキング連絡会⇒書面開催(10/29)					



平塚市成年後見利用支援センター 令和3年度 相談件数等及び会議開催状況 (2月末日時点)

相談 電話 来所 備考	期間別内訳												合計			参考:前年度(令和2年度)										
	4~6月		7~9月		小計 (4~9月)		10月		11月		12月		小計 (10~12月)		1月		2月		合計 (初回・ 継続別)		合計(初 回・継続 別)		相談 区分 別計	一日当 たり平 均件数		
	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数	開所 日数					
	63.5	63	63.5	63	63.5	19.5	19	22	20.5	21	21	63.5	19.5	19	228.5	213	213	228.5	63.5	63	63.5	62	252			
	62	57	119	19	62	15	17	19	28	15	17	62	15	17	213	213	213	228.5	62	64	61	46	207	467	1.85	
	84	67	151	28	71	23	20	28	29	14	20	71	23	20	265	265	265	265	71	49	86	98	260			
	7	14	21	5	14	3	10	5	4	5	10	14	3	10	48	48	48	48	14	8	10	9	30	126	0.50	
	33	29	62	18	45	6	7	18	16	11	7	45	6	7	120	120	120	120	45	18	27	36	96			
	4/3 土曜 開所	7/17 土曜午前 開所	4/27, 5/15 土曜 開所	10/2 土曜 開所	11/20 土曜午前 開所	12/4 土曜 開所	2/5 土曜 開所	4/27, 5/20, 6/15, 7/15, 8/17, 9/16, 10/19, 11/18, 12/21, 1 /20, 2/15 専門相談	1/15 土曜午前 開所	1/16 土曜 午前開所	10/3, 12/5 土曜開所	2/9 土曜開所	11/21 土曜午前 開所	3/6 土曜午 前開所	4/4, 6/6 土曜開所	5/16 土曜 午前開所	7/18, 9/5 土曜午前 開所	8/1 土曜 開所	10/3, 12/5 土曜開所	10/3, 12/5 土曜開所	11/19, 12/15, 1/21, 3/9, 3/18 専門相談	1/16 土曜 午前開所	4/21, 5/21, 6/16, 7/16, 8/18, 9/17, 10/20, 11/19, 12/15, 1/21, 3/9, 3/18 専門相談			
	受任調整・企画運営会議																									
	令和3年5月17日(月曜)※4月27日を延期 " 6月15日(火曜) " 9月13日(月曜)※8月17日を延期 (Zoom) " 10月19日(火曜) (Zoom) " 12月21日(火曜) 令和4年1月26日(水曜)※臨時開催 中止 " 2月15日(火曜) (Zoom)																									
	成年後見支援ネットワーク連絡会																									
	新型コロナウイルス感染症対策のため「書面開催(10月29日付け)」																									
	日時																									
	場所																									
	参加者 専門職団体, 包括, 相談支援事業所, 福祉関係団体, 福祉施設, 医療機関, 金融機関, 行政(市担当課を 含む)等																									
	内容 ・平塚市成年後見利用支援センターの事業概要 ・参加団体・機関等における「成年後見及び権利擁護に関する取組状況」																									



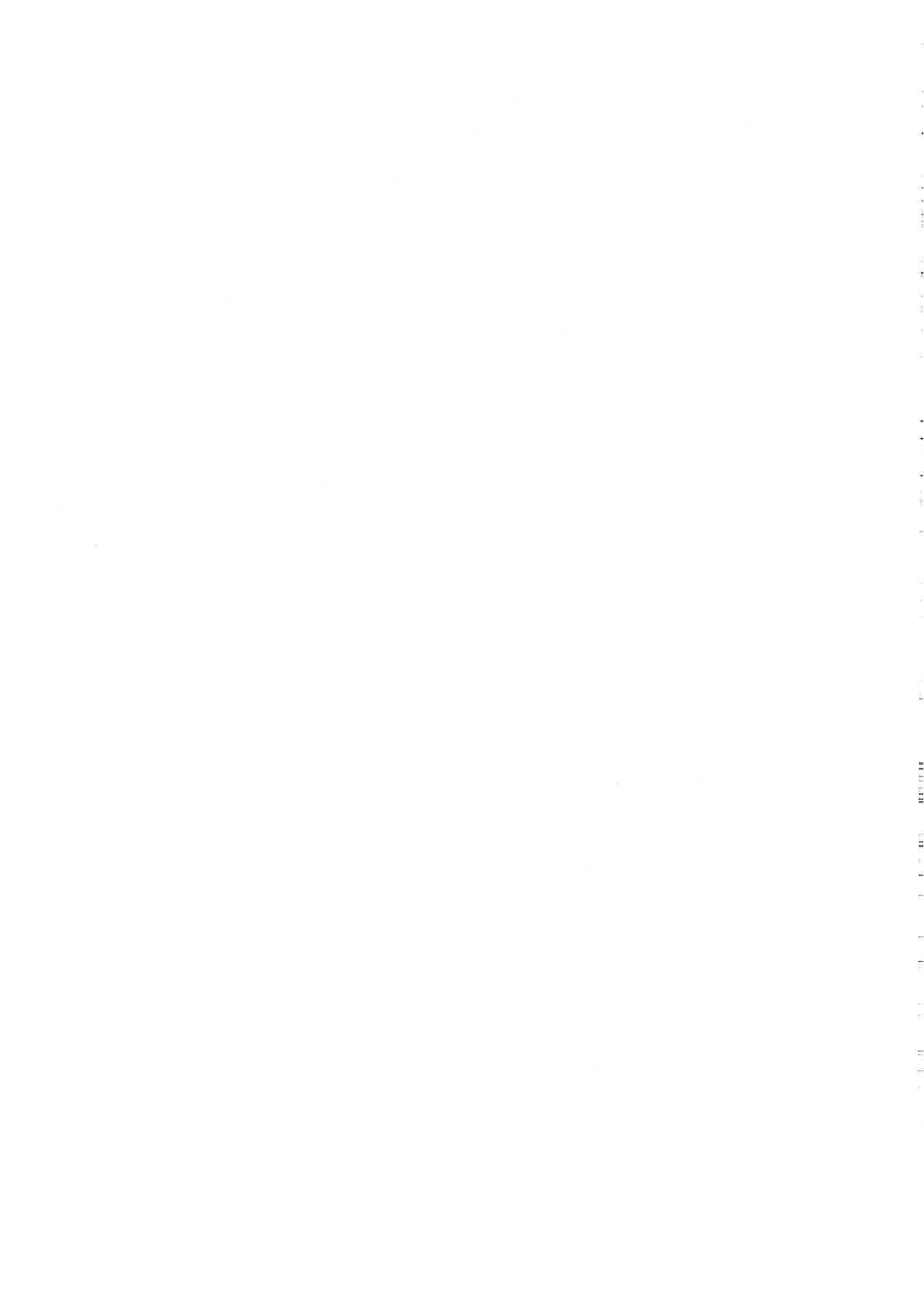
令和3年度 平塚市成年後見利用支援センター普及・広報事業「成年後見制度出張講座」等の状況

番号	日時 会場	主催団体等名称	内容等	対象	参加者数 (単位:人)、再 生回数	備考
1	4月26日(月) 13時00分~14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	16	
2	5月19日(水) 13時00分~14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	12	
3	6月10日(木) 10時30分~12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人DVD上映会	後見サポーター、市民後見人	-	まん延防止等重点措置のため中止
4	6月11日(金) 13時30分~15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	支援者のための申立手続講座	保健福祉関係者	8	
5	6月14日(月) 10時00分~12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座 権利擁護(市民後見概論)②	保健福祉関係者	-	まん延防止等重点措置のため聴講中止
6	6月14日(月) 13時00分~14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座 権利擁護(後見)活動の実際(1)	保健福祉関係者	-	まん延防止等重点措置のため聴講中止
7	6月25日(金) 13時30分~15時00分 教育会館	平塚市福祉部	市保健福祉研修	職員	21	
8	6月29日(火) 10時30分~12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	17	
9	7月2日(金) 12時30分~14時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座 権利擁護(成年後見)の実務②-(1)	保健福祉関係者	-	まん延防止等重点措置のため聴講中止
10	7月13日(火)	東海大学、平塚市成年後見利用支援センター	大学連携講座	東海大学学生	174	動画配信
11	7月16日(金) 9時30分~11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座 権利擁護(成年後見)の実務②-(2)	保健福祉関係者	-	まん延防止等重点措置のため聴講中止
12	7月16日(金) 12時20分~14時50分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	(権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座)公開講座 権利擁護(成年後見)の実務②-(3)	保健福祉関係者	-	まん延防止等重点措置のため聴講中止
13	7月20日(火) 10時30分~12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	4	
14	8月5日(木) 10時30分~12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人DVD上映会	後見サポーター、市民後見人	-	緊急事態宣言に伴い、中止
15	8月20日(金) 13時30分~15時00分 大野公民館	平塚市高齢者よろず相談センター倉田会	出張講座	保健福祉関係者	-	緊急事態宣言に伴い、延期
16	8月25日(水) 13時00分~14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	-	緊急事態宣言に伴い、中止
17	9月29日(水) 13時00分~14時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	-	緊急事態宣言に伴い、中止
18	10月1日(金) 13時30分~15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき	出張講座	市民	-	天候不良のため、延期
19	10月7日(木) 10時00分~11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人DVD上映会	後見サポーター、市民後見人	10	

20	10月8日(金) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	14	
21	10月14日(木) 14時00分～15時30分 西部福祉会館	平塚市高齢者よろず相談センターあさひきた	出張講座	市民	15	
22	10月22日(金) 13時00分～15時00分 福祉会館	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見予習セミナー	市民	14	
23	10月27日(水) 13時30分～15時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	支援者のための申立手続講座	保健福祉関係者	7	
24	11月12日(金) 10時30分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	8	
25	11月19日(金) 13時30分～15時30分 塚栗原ホーム	平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき	出張講座	市民	17	
26	11月26日(金) 13時00分～15時00分 福祉会館	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見予習セミナー	市民	19	
27	12月2日(木) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	後見サポーター、市民後見人DVD上映会	後見サポーター、市民後見人	12	
28	12月3日(金) 14時～16時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後を考える～エンディングノートと遺言を中心に～」①	市民	24	高齢福祉課委託事業
29	12月3日(金) ～12月15日(水)	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後を考える～エンディングノートと遺言を中心に～」オンデマンド配信	保健福祉関係者	89	YouTube配信 高齢福祉課委託事業
30	12月13日(月) 13時30分～15時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	13	
31	12月15日(水) 14時～16時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「自分の今後を考える～エンディングノートと遺言を中心に～」②	市民	8	高齢福祉課委託事業
32	1月17日(月) 13時30分～15時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見申立手続説明会	市民	4	
33	1月28日(金) 10時～12時 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	権利擁護講演会「支援者が知っておきたい「任意後見、遺言・相続」の基礎知識」	保健福祉関係者	-	まん延防止等重点措置のため短期高齢福祉課委託事業
34	1月28日(金) 13時30分～15時30分 福祉会館	平塚市福祉会館、平塚市高齢者よろず相談センターゆりのき	出張講座	市民	36	
35	2月2日(水) 10時00分～11時30分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	成年後見制度講座	市民	-	まん延防止等重点措置のため中止
36	2月3日(木) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	市民後見人フォローアップ研修	後見サポーター、市民後見人	18	
37	2月5日(土) 10時00分～12時00分 ベイサイドホール	平塚市港地区町内福祉村	出張講座	市民	-	延期
38	2月7日(月) 13時30分～15時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	親族後見人講習会・交流会(情報交換会)	市民	5	まん延防止等重点措置のため交流会を情報交換会に変更
39	2月17日(木) 10時00分～12時00分 平塚栗原ホーム	平塚市成年後見利用支援センター	支援者のための申立手続講座	保健福祉関係者	3	

平塚市における市民後見人養成の状況(令和4年2月末日現在)

年次	第一期 (H24年度～)	第二期 (H25年度～)	第三期 (H26年度～)	第四期 (H27年度～)	第五期 (H29年度～)	第六期(H30年度～) 権利擁護人材育成講座として 開催	第七期(R2年度～) 権利擁護人材育成講座として 開催		
項目	(1) 応募資格					平塚市に在住で、基礎研修受講年度の3月31日現在で満25歳以上の方(年齢上限無し)		市内在住・在勤・在学の18歳以上の方	
	(2) 定員			25名		15名		定員なし	
1 基礎 研修	(3) 説明会日程	12月15日(土)午後	11月5日(火)夜	11月12日(水)夜	11月4日(水)夜	5月13日(土)午前	8月4日(土)午後	9月12日(土)午前、15日(火)午後、17日(木)午後	
		12月18日(火)夜	11月11日(月)午後	11月15日(土)午後	11月10日(火)午後	5月17日(水)午後	8月27日(月)午後		
	(3) 会場	県平塚保健福祉事務所		県平塚合同庁舎		平塚市役所	平塚栗原ホーム/平塚市役所		
		説明会に出席していることが、養成講座の応募要件。 ※第二期については、同時期に開催している県央(海老名及び綾瀬)における説明会の出席も可。							
(4) 広報	市広報11月16日号	市広報10月18日号	市広報10月17日号	市広報10月2日号	市広報4月7日号	市広報6月15日号	市広報7月17日号、タウンニュース7月23日号		
(5) 参加者数	36名	20名	31名	7名	9名	40名	19名		
(6) 申込/受講決定	14名/14名	14名/14名	15/15名	6名/6名	4名/4名	14名/14名	12名/12名		
(5) 研修日程	全4日間の日程を、2月2日、9日、16日、23日の土曜日に開催。	全4日間の日程を、1月・2月の平日に開催。 第1日～第3日は、一日単位で、他の地域の講座を振り替え受講可。※半日単位等、日を分割した受講不可。第4日は、「事例検討」実施のため、平塚市で受講しなければならぬ(他地域講座を振り替え受講不可)。		全4日間の日程を、1月・2月の土曜日に開催。		全4日間の日程を、1月18日(日)、26日(火)、2月9日(火)、23日(火)の平日に開催。		全4日間の日程を、10月6日(土)、26日(金)、11月10日(土)、28日(水)に開催。 必修科目を含め、75%以上(受講時間数)の出席により修了認定。また、指定する関連講座等(県社協の基礎研修を含む)の受講を振替受講と認めた。	
		平塚保健福祉事務所		平塚栗原ホーム		第1・2日: 神奈川県社会福祉会館、第3・4日: 平塚市役所		第1・3日: 平塚栗原ホーム、第2・4日: 平塚市役所	
(6) 修了判定	11名修了認定 3名不認定	13名修了認定 1名不認定	14名修了認定 1名不認定	6名全員修了認定	4名全員修了認定	12名修了認定 2名不認定	10名修了認定 2名不認定		
2 実践 研修	(1) 申込/受講決定	10名/10名	13名/13名	13名/13名	6名/6名	4名/4名	4名/4名	6名/6名	
	(2) 研修日程	10月3日(木曜)～12月19日(木曜)までの7日間	10月7日(火曜)～12月11日(木曜)までの8日間	7月16日(木曜)～11月5日(水曜)までの9日間	7月19日(火曜)～11月2日(水曜)までの9日間	9月27日(水曜)～12月7日(木曜)までの9日間	6月11日(火曜)～1月29日(水曜)までの6日間	6月14日(月曜)～12月末日までの8日間	
	(2) 会場	平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所、かながわ県民センター	平塚栗原ホーム、平塚市保健センター、横浜家庭裁判所	平塚市保健センター、平塚栗原ホーム、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、茅ヶ崎市社会福祉協議会、横浜家庭裁判所	平塚栗原ホーム、平塚市役所、横浜家庭裁判所(小田原支部)	平塚栗原ホーム、小田原合同庁舎予定	
(3) 修了判定	10名中10名修了認定	13名中13名修了認定	13名中11名修了認定	6名中5名修了認定	4名全員修了認定	4名全員修了認定	6名全員修了認定		
3 後見 サポ ーター 活動 の 状 況	(1) 申込及び採用者	7名申込:7名採用(5名退職)	12名申込:10名採用(4名退職)	8名申込:8名採用(2名退職)	5名申込:5名採用	4名申込:3名採用	2名申込:2名採用		
	(2) 位置づけ	平塚市市民後見人養成講座(実践研修)を修了された方の申し込みに基づき、選考のうえ、平塚市社会福祉協議会の実施する法人後見事業の後見活動支援員(以下、「後見サポーター」という)として、後見活動に従事いただく。第一期を26年10月1日付、第二期を27年8月1日付、第三期を28年8月1日付、第四期を29年8月1日付、第五期を30年8月1日付、第六期を令和2年10月1日付で採用。 後見サポーターは、修了された方2人1組で、ケースを担当。この場合、あらかじめ、主担当と副担当を決めておく。担当ケースは、法人後見事業で受任している成年被後見人等の人数やその方々の支援内容等に応じ、個別に判断。したがって、後見サポーターとしての活動の申し込みされた方全員が、同時に、後見活動に従事し始めるのではなく、順次、活動。通常の活動は、2人組で従事。急を要する場合には、主担当が単独で対応。ただし、主担当の都合がつかない場合など、やむを得ないときは、副担当が単独で対応もありうる。後見サポーターとしての後見活動は、通常、月に1～2回の従事を想定。1回あたりの活動は、①活動前の準備・打合せ等、②後見活動(移動)、③活動後の書類作成・報告等をふくめ、おおむね3時間程度。また、担当するケースへの従事以外に、後見サポーター全員による情報交換と研修等を目的とした「全体会」を2か月に1回開催(偶数月の第一土曜日の午前)。 第一期: 現員2名中2名が成年後見人等選任(過去に選任された3ケースすべて被後見人死亡により終了)。 第二期: 現員6名中4名が成年後見人等選任。2名がサポーター活動中。 第三期: 現員6名中2名が成年後見人等選任(1ケース被保佐人死亡により終了)。3名がサポーター活動中。 第四期: 現員5名中2名が成年後見人等選任。3名がサポーター活動中。 第五期: 現員3名全員がサポーター活動中。 第六期: 現員2名。 以上、六期までの現員24名中10名が選任(うち3ケース終了)、11名がサポーター活動中。現在、コロナウイルス感染症対策のため、活動は、個別のケースに応じ、施設等と協議・調整し実施。							



令和3年度平塚市権利擁護人材育成講座・市民後見人養成講座（実践研修） 受講者アンケート集計結果

※ 自由記述部分については、回答頂いたままを記載

1. 開講期間・形態について（複数選択可）

8日間の日程を全て受講しなければならないことが大変だった。	1人
1日の開講時間が長かった。日数が増えても良いので、短い時間が良かった。	1人
もう少し短期間に全日程を組んでほしかった。	3人
開講期間・形態について、適切であった。	2人
その他	2人

その他

- ・ 日程をすべて受講しなければならないことが大変だったが、どの講座も必要と感じました。
- ・ 日程について、午後3時半～4時位までだと助かります（デイサービスは5時に終わってしまうので、慌てて帰宅する日もありました。）
- ・ 基礎・実践を1年毎に行うのは良いですが、それぞれ集中して欲しいです。
- ・ 月に2～3回位が良かった。
- ・ コロナ禍での研修で個人の都合に合わせて開講していただき、感謝しております。

2. 講座の全体的な理解について、あてはまるものを選択してください。（いずれかひとつ）

よく理解できた。	1人
だいたい理解できた。	4人
あまり理解できなかった。	0人
ほとんど理解できなかった。	0人
その他	1人

その他

- ・ 講師の説明がわかりやすかった。
- ・ 期間が長かったので、忘れてしまった。

上記の選択肢を選んだ理由をお書きください。

- ・ 内容は良かったのですが、私自身、自分に関わる分野外（高齢者）は初めての事だったので、理解に時間がかかりました。特に、演習はとてもためになりました。自分一人ではなく他の受講者の方々や先生のお話から、いろいろな考え方や捉え方を学びました。動画視聴も内容がとてもよかったです。
- ・ 福祉関係の仕事をしていたため、概ね理解できる内容でした。
- ・ 生活リズムの観点から感じました
- ・ 施設等の実践研修が中止だったため、具体的な動きがつかめなかった。市民後見人としてやっていけるのか不安が残っている。

3. 講座の全体的な感想について、あてはまるものを選択してください。(複数選択可)

(1) 1講座あたりの時間の長さについて

長かった	0人
短かった	0人
ちょうどよかった	6人

(2) 全体の講座数について

多かった	0人
少なかった	0人
ちょうどよかった	6人

(3) 資料やレジュメの量について

多かった	2人
少なかった	0人
ちょうどよかった	4人

(4) 市民後見人としての役割について

大変理解できた	2人
理解できた	4人
どちらともいえない	0人
十分理解できなかった	0人
全く理解できなかった	0人

(5) 講座の内容

非常に良かった	1人
よかった	5人
どちらともいえない	0人
あまり良くなかった	0人
悪かった	0人

4. 講座の中で特に印象に残っている科目を「5つ」選んでください。(以下、開講順)

【第1日目】

権利擁護(市民後見)概論②	1人
権利擁護(後見)活動の実際—(1)	2人
対人援助の基礎	2人

【第2日目】

社会資源②	0人
権利擁護(成年後見)の実務②—(1)	3人
権利擁護(後見)活動の実際—(2)	1人

【第3日目】

権利擁護（成年後見）の実務②—（2）	1人
権利擁護（成年後見）の実務②—（3）	0人

【第4日目】

認知症のある人の支援に関する動画視聴	2人
精神障がいのある人の支援に関する動画視聴	1人
知的障がいのある人の支援に関するDVD視聴	0人
後見事務終了時の手続／死後事務等	0人

【第5日目】

課題演習（事例演習）①（高齢者・法律的観点／大森講師）	6人
課題演習（事例演習）②（精神障がい者・福祉的観点／鈴木講師）	5人
課題演習（事例演習）③（知的障がい者・福祉的観点／田中講師）	4人

【第6日目】

家庭裁判所見学	0人
---------	----

【第7日目】

地域共生社会の理念	2人
-----------	----

5. 体験実習代替の動画・DVDについて、当てはまるものを選択してください。（いずれかひとつ）

（1）認知症のある人の支援に関する動画

非常に良かった	1人
よかった	5人
どちらともいえない	0人
あまり良くなかった	0人
悪かった	0人

上記の選択肢を選んだ理由や感想等を自由にお書きください。

- ・誰にでも起こりうることで、他人事ではなく周囲に遠慮なく生活できるような世の中になると良いと思った。身近に感じることができた。
- ・認知症の方でも支援があれば社会生活が営め、友人等との繋がりが維持できることを再認識できました。
- ・母が90歳を過ぎて認知症になったので、状況がよくわかりました。
- ・今まで関与のない世界なので新鮮だった。
- ・当事者の話が聞けて良かったが、ご家族の話も聞きたかった。本人が周囲にしてもらいたい事が分かって理解が深まった。

(2) 精神障がいのある人の支援に関する動画

非常に良かった	1人
よかった	5人
どちらともいえない	0人
あまり良くなかった	0人
悪かった	0人

上記の選択肢を選んだ理由や感想等を自由にお書きください。

- ・何より当事者の話を聞いた事が良かった。支援が適切（本人に合った、本人に寄り添った支援）であれば、本人の望むような落ち着いた社会生活が送れるのだと思った。周囲に正しく知ってもらうことで、偏見が多い世の中が変わると良いなと強く思った。
- ・精神障がいのベースに発達障がい等があること等を知ること、本人自身が障がいの理解が出来たこと。それにより気持ちなどが楽になったことを動画で観ることでより理解が深められました。
- ・生活環境によって多様な症状が起きるし、人間関係についても考えさせられる。
- ・認知症コメントと同じ。（新鮮だった）
- ・一人一人の個性を認めて、周囲の環境を整えていけば、あんなに生き生きと生活出来るのだと思った。

(3) 知的障がいのある人の支援に関する動画

非常に良かった	1人
よかった	4人
どちらともいえない	1人
あまり良くなかった	0人
悪かった	0人

上記の選択肢を選んだ理由や感想等を自由にお書きください。

- ・当事者の生活を見ることで、身近に感じる事ができた。支援者の話から、必要な支援や寄り添い方を考えさせられた。親の気持ちも理解して貰えた動画でした。育成会のDVDを採用していただき嬉しかったです。
- ・本人参加の支援会議の様子等観られてよかったです。
- ・教員生活の中で、知的障害のある子ども達とも関わってきましたが、一生懸命努力している姿は立派でした。動画からも、色々、教えられることができました。
- ・認知症コメントと同じ。（新鮮だった）
- ・施設入所だけではなく、デイや在宅の人の様子も知りたかった。本人だけでなく周囲の人の話も聞きたかった。

6. 最終日に実施した効果測定（修了試験）について、当てはまるものを選択してください。
(いずれかひとつ)

(1) 設問の難しさについて

かなり難しかった	1人
やや難しかった	0人
ちょうど良かった	5人
やや簡単だった	0人
簡単だった	0人

(2) 設問数について

設問が多かった	0人
設問数はちょうど良かった	6人
設問が少なかった	0人

(3) 解答時間について

解答時間が短かったのもっと長くしてよい	0人
ちょうど良い長さだった	6人
解答時間が長く感じたのもっと短くしてよい	0人

(4) 効果測定（テスト）について、感想や意見等を自由にお書きください

- ・ 修了試験前の模擬試験の問題と同じ試験問題で少しガッカリしました。実力は0点だと感じていましたので（笑）
- ・ 1、悩ましい問題もあったが、全体的には研修を受ければ回答できる問題であり、適切であると思います。2、もっと知識をつける必要性を感じました。
- ・ 民法やその他の法律については、知識を深めることが必要であり、実際の場面における判断力も求められる。また、経験することにより、学習を深めることができると思います。
- ・ 択一問題8問のうち6問が確認テストで出題され、論述問題が参考提供された内容であったため、わかりやすい効果測定でした。論述問題の解答例を教えてください。
- ・ 資格試験のような問題数や内容だと思っていたのでとても緊張して当日を迎えた感じでした。「理解を深める」ための試験だったので良かったです。実際、いろんなケースを経験しながら身につけていくものですね。

7. 当養成講座を修了された方は、平塚市社会福祉協議会で実施している「法人後見事業」に後見支援員（後見サポーター）として参加いただく予定です。現時点での参加意欲について、当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

(1) 参加意欲について

参加したい	4人
できれば参加したい	2人
参加したくない	0人

(2) 参加時期について

なるべく早い時期に参加したい	1人
令和4年度前半（令和4年4月～令和4年9月）までに参加したい	3人
令和4年度中（令和4年4月～令和5年3月）には参加したい	1人
なるべく遅い時期に参加したい	0人
わからない	0人

※記入なし1名

8. 当養成講座を受講して感じたこと等がございましたら、ご記入ください。

・訪問ヘルパーとして入っている利用者の方が、後見人を利用されていて「後見人ってどんな仕事をしているの？」という、素朴な疑問から受講を決めました。

しかし、勉強をすればする程、後見人の責任の重さに尻込みする状態でした。一番出席しなかった課題演習が受講出来なかった時は残念でしたが、後日土曜日にもかかわらず私一人のために出勤して下さった社協の担当者の方々のご苦労を思うと、これは頑張らなければと思いました。覚えるよりも忘れる方が多いのですが、後見人を自分や周囲が利用する際の一助になれば良いと考えています。ありがとうございました。

・今まで普通の人と接し、社会生活を過ごしてきたが、世の中には生活に困窮（認知症・障がい・etc）している人が、かなりの比率でいることを理解できた。親の認知症では少々苦労したが、世の中は、もっと奥が深いと認識する良い研修だったと思います。

・学校教育で子ども達と関わってきましたが、中高年の人々との関わりは、行政、地域、保護者が殆どでした。何らかの障害を持った人々との関わりは殆どなかったので、体験する中で学習していきたいと考えています。

・コロナ禍であるにもかかわらず、工夫しながら研修を開催していただき、ありがとうございました。演習や体験実習の中には物足りなさを感じた講座もありましたが、やむを得なかったと感じています。もし可能であれば、コロナが落ち着いた時、施設体験や裁判所見学等実施していただくと、より理解が深められると思います。

・養成講座から効果測定まで期間が長く忘れてしまった事が多かった。仕事をしているため、急に休むことができないため、早めに日程を知りたく困ることがあった。養成講座から本日まで来てしまったが、自分が向いているのか、このまま続けてよいのかわかりません。

・コロナ禍の中でご苦労も多かったと思います。限られた中で様々な工夫していただき感謝いたします。家庭の事情で思うように参加できない時もあり、何度もくじけそうになりましたが、社協の職員に励ましていただき、何とか最後まで頑張ることができました。当事者家族だからこそ制度に関して感じる事、疑問に思う事、いろいろあります。声を上げながら、皆が利用しやすい制度になるよう協力していきたいと思っています。これからも宜しく願いいたします。

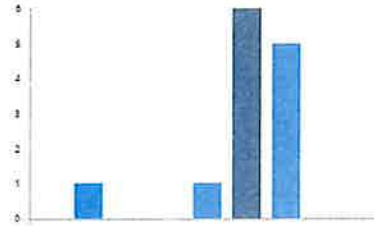
13
応答

01:34
完了するのにかった平均時間

アクティブ
状態

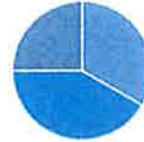
1. あなたの年齢をお答えください。

16～19歳	0
20～29歳	1
30～39歳	0
40～49歳	0
50～59歳	1
60～69歳	6
70～79歳	5
80～89歳	0
90歳以上	0



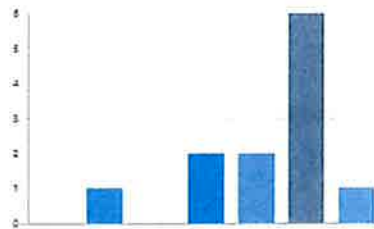
2. あなたの世帯構成をお答えください。

ひとり暮らし	4
夫婦のみ	5
二世帯同居（親と子）	3
三世帯同居（祖父母と親と子）	0
その他	0



3. あなたは、平塚市にお住まいになって何年になりますか。

2年未満	0
2年以上～5年未満	1
5年以上～10年未満	0
10年以上～20年未満	2
20年以上～30年未満	2
30年以上	6
平塚市に居住していないが、在学	1



4. お住まいの町名を教えてください。

10
応答

最新の回答
"小鍋島"
"公所"
"須賀"

2回答者 (20%) この質問に 複数回答しました。



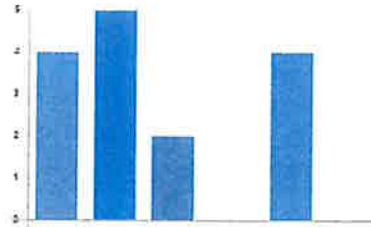
5. 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」をご存じですか？

知っている	6
聞いたことはある	6
知らない	0



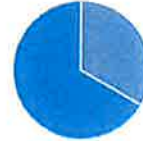
6. 「成年後見制度」をどのようなきっかけで知りましたか？（複数回答可）

- 新聞記事、ニュース 4
- 講演会、説明会等 5
- 家族や親戚、知り合い等が利用... 2
- チラシ、ポスター 0
- その他 4
- 知らなかった 0



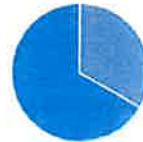
7. 家族や知り合いで「成年後見制度」を利用している、もしくは利用を検討している方はいらっしゃいますか？

- いる 4
- いない 6



8. 家族や知り合いで、金銭や財産の管理でお困りの方はいらっしゃいますか？

- いる 4
- いない 6



9. 家族や知り合いで、福祉サービスの申請や契約の手続きでお困りの方はいらっしゃいますか？

- いる 3
- いない 10



10. 家族や知り合いで、振り込み詐欺や悪質な訪問販売等の被害を受けた方はいらっしゃいますか？

- いる 2
- いない 11



11. 認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む一般市民が、後見活動を担う「市民後見人」が育成されていることをご存知ですか？

- 知っている 4
- 聞いたことはある 5
- 知らない 4



12. 「市民後見人」になってみたいと思いますか？

- なってみたい 2
- なりたくない 3
- わからない 6



13. あなた自身が、認知症などで判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか？

- 利用したい 10
- 利用したくない 6
- わからない 3



14. あなた自身が「成年後見制度」を利用することになったとき、後見人には誰になってもらいたいですか？

- 子、兄弟姉妹、その他親族 8
- 第三者の専門家（弁護士、司... 3
- 社会福祉協議会やNPO法人な... 5
- 市民後見人 0
- わからない 0



15. 配偶者や親が、認知症などで判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか？または、利用しましたか？

- 利用したい、利用した 8
- 利用したくない、利用しなかった 0
- わからない 5



16. 配偶者や親が、認知症などで判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用することになったとき、後見人には誰になってもらいたいですか？または、誰になってもらいましたか？

- 子、兄弟姉妹、その他親族 6
- 第三者の専門家（弁護士、司... 3
- 社会福祉協議会やNPOなどの法... 4
- 市民後見人 0
- わからない 0



17. 本日の「講座等」は理解できましたか？

- よく理解できた 9
- 大体理解できた 2
- 理解できない部分があった 1



18. 本日の「講座等」を聞いて、ご自身が持っていた成年後見制度の知識と本日の講座内容と、違っていたところはありませんか？

- 自分が持っていた知識と同じだった 5
- 違った 6
- わからない 1



19. 成年後見制度に関して、今後聞いてみたいことなどがございましたらご記入ください。

3
応答

最新の回答

“あいまいな所が良くわかった。”

“成年後見制度を利用して亡くなったりして契約が切れた場合、独居暮らしの場合、死後の後始末をどうやってくれるのか聞きたいです。”

“手続きの実態について、次の講座もうけてみたい。”

19. 成年後見制度に関して、今後聞いてみたいことなどがございましたらご記入ください。

3 応答

- 1 手続きの実際について、次の講座もうけてみたい。
 - 2 成年後見制度を利用して亡くなったたりして契約が切れた場合、独居暮らしの場合、死後の後始末をどうやってくれるのか聞きたいです。
 - 3 あいまいな所が良くわかった。
-

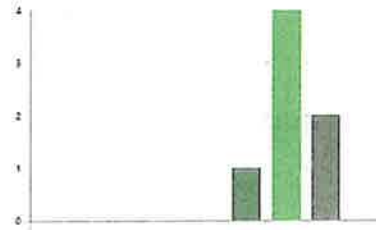
7
応答

06:06
完了するのにかかった平均時間

アクティブ
状態

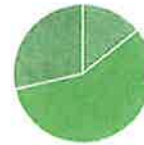
1. あなたの年齢をお答えください。

<input type="radio"/>	16～19歳	0
<input type="radio"/>	20～29歳	0
<input type="radio"/>	30～39歳	0
<input type="radio"/>	40～49歳	0
<input type="radio"/>	50～59歳	0
<input type="radio"/>	60～69歳	1
<input type="radio"/>	70～79歳	4
<input type="radio"/>	80～89歳	2
<input type="radio"/>	90歳以上	0



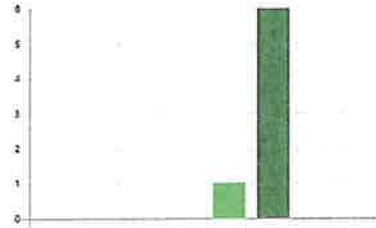
2. あなたの世帯構成をお答えください。

<input type="radio"/>	ひとり暮らし	1
<input type="radio"/>	夫婦のみ	4
<input type="radio"/>	二世帯同居（親と子）	2
<input type="radio"/>	三世帯同居（祖父母と親と子）	0
<input type="radio"/>	その他	0



3. あなたは、平塚市にお住まいになって何年になりますか。

<input type="radio"/>	2年未満	0
<input type="radio"/>	2年以上～5年未満	0
<input type="radio"/>	5年以上～10年未満	0
<input type="radio"/>	10年以上～20年未満	0
<input type="radio"/>	20年以上～30年未満	1
<input type="radio"/>	30年以上	6
<input type="radio"/>	平塚市に居住していないが、在学...	0
<input type="radio"/>	過去に平塚市に居住していた	0



4. お住まいの町名を教えてください。

6
応答

最新的答案
霞平
田村
田村

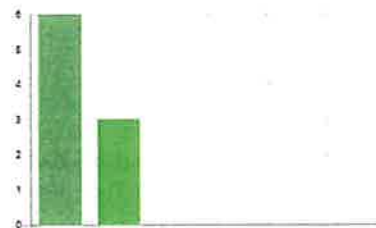
5. 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」をご存じですか？

<input type="radio"/>	知っていた	2
<input type="radio"/>	少し知っていた	3
<input type="radio"/>	聞いたことはあるが、内容は知らな...	2



6. 「成年後見制度」をどのようなきっかけで知りましたか？（複数回答可）

<input type="radio"/>	新聞記事、ニュース	6
<input type="radio"/>	講演会、説明会等	3
<input type="radio"/>	家族や親族、知り合い等が利用...	0
<input type="radio"/>	金融機関などで紹介された	0
<input type="radio"/>	その他	0
<input type="radio"/>	知らなかった	0



7. 家族や知り合いで「成年後見制度」を利用している、もしくは利用を検討している方はいらっしゃいますか？

- いる 1
- いない 6



8. 家族や知り合いで、金銭や財産の管理でお困りの方はいらっしゃいますか？

- いる 1
- いない 5



9. 家族や知り合いで、福祉サービスの申請や契約の手続きでお困りの方はいらっしゃいますか？

- いる 0
- いない 7



10. 家族や知り合いで、振り込め詐欺や悪質な訪問販売等の被害を受けた方はいらっしゃいますか？

- いる 0
- いない 7



11. 認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む一般市民が、後見活動を担う「市民後見人」が育成されていることをご存知ですか？

- 知っている 1
- 聞いたことはある 3
- 知らない 3



12. 「市民後見人」になってみたいと思いますか？

- なってみたい 1
- なりたくない 3
- わからない 2



13. あなた自身が、認知症などで判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか？

- 利用したい 5
- 利用したくない 0
- わからない 2



14. あなた自身が「成年後見制度」を利用することになったとき、後見人には誰になってもらいたいですか？

- 子、兄弟姉妹、その他親族 5
- 第三者の専門家（弁護士、司...） 1
- 社会福祉協議会やNPO法人な... 2
- 市民後見人 0
- わからない 0



15. 配偶者や親が、認知症などで判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか？または、利用しましたか？

- 利用したい、利用した 4
- 利用したくない、利用しなかった 0
- わからない 3



16. 配偶者や親が、認知症などで判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用することになったとき、後見人には誰になってもらいたいですか？または、誰になってもらいましたか？

- 子、兄弟姉妹、その他親族 5
- 第三者の専門家（弁護士、司... 0
- 社会福祉協議会やNPOなどの法... 3
- 市民後見人 0
- わからない 0



17. 本日の「成年後見申立手続説明会」は分かりやすかったですか？

- とても分かりやすかった 2
- 分かりやすかった 3
- 分かりにくい部分があった 2



18. 本日の「講座等」を聞いて、ご自身が持っていた成年後見制度の知識と本日の講座内容と、違っていたところはありませんでしたか？

- 自分が持っていた知識と同じだった 3
- 違っていた 1
- わからない 2



19. 成年後見制度に関して、今後聞いてみたいことなどがございましたらご記入ください。

4
応答

最新回答

「無関心で来た事を悔いている。今必要に迫られて慌てているが説明を聞いても理解が追い付かない。」

19. 成年後見制度に関して、今後聞いてみたいことなどがございましたらご記入ください。

4 応答

- 1 今までの知識がほとんどなかったので大変参考になりました。
 - 2 より具体的になった。
 - 3 身近にあった例等を聞いてみたいです。裁判になったとか
 - 4 無関心で来た事を悔いている。今必要に迫られて慌てているが説明を聞いても理解が追いつかない。
-

令和3年10月22日・11月26日

親族後見予習セミナーアンケート

平塚市成年後見利用支援センター

(平塚後見センターよりそい)

参加者27名 アンケート提出者27名 提出率100%

※アンケート中に「ご本人」とあるのは、今後後見制度を利用した場合、被後見人・被保佐人・被補助人となり、後見人等の支援を受ける人のことです

◎ご本人とあなたのことをお尋ねします

(1) ご本人の年齢を教えてください

20歳未満	0人	0.0%	20歳代	1人	3.7%	30歳代	5人	18.5%	40歳代	6人	22.2%
50歳代	2人	7.5%	60歳代	0人	0.0%	70歳代	3人	11.1%	80歳代	9人	33.3%
未記入	1人	3.7%									

(2) あなたの年齢を教えてください

20歳未満	0人	0.0%	20歳代	0人	0.0%	30歳代	0人	0.0%	40歳代	1人	3.7%
50歳代	3人	11.1%	60歳代	5人	18.5%	70歳代	11人	40.7%	80歳代	7人	26.0%

(3) ご本人とあなたの関係を教えてください。ご本人の続柄を選択してください

1、親	9人	33.4%	2、子	10人	37.0%	3、その他の親族	9人	33.3%
-----	----	-------	-----	-----	-------	----------	----	-------

1と2両方に○をつけた方がいたため、100%にならない。

3、その他の親族(9) 配偶者4、子1、きょうだい4

(4) ご本人に後見人等が必要な理由を教えてください

1、知的障がい	11人	40.7%	2、精神障がい	1人	3.7%	3、認知症	7人	26.0%
4、その他	4人	14.8%	5、今は必要ないが将来認知症になるかもしれないから	4人	14.8%			

4、その他(4) 入院中2、発達障害1、金銭感覚なし1

(5) 現在困っていることを教えてください(複数回答可)

1、今は困っていない	14人	51.9%	2、本人の生活費や入院費等の支払い	2人	7.4%
3、施設やサービス利用等の契約	3人	11.1%	4、公的な手続き	6人	22.2%
5、通帳や印鑑等の紛失	2人	7.4%	6、詐欺被害	0人	0.0%
7、その他	6人	22.2%			

複数回答可のため、100%にならない

7、その他(6) 一人暮らしでサポート必要、生活全般に支援が必要、一人で外出不可読み書きが不得意、最近同居した、未記入、各1

(6) 将来困るかもしれないことを教えてください(複数回答可)

1、自分が高齢等で本人に支援ができなくなる	17人	63.0%	2、本人の生活費や入院等の支払い	5人	18.5%
3、施設やサービス利用等の契約	5人	18.5%	4、公的な手続き	10人	37.0%
5、通帳や印鑑等の紛失	3人	11.1%	6、詐欺被害	3人	11.1%
7、その他	2人	7.4%			

複数回答可のため、100%にならない

7、その他(2) 健康・医療面1、土地家屋の処分1

(7) ご本人に後見人等が必要になった時、誰が後見人になることを考えていますか？

1、自分	8人	29.6%	2、自分以外の親族	7人	25.9%	3、第三者	4人	14.8%
4、まだ決まっていない	7人	25.9%	未記入	3人	11.1%			

1と2両方に○をつけた方がいたため、100%にならない

2、自分以外の親族(7) 子2、妹1、未記入4 3、第三者(1) 法人後見1

◆◆◆◆◆◆◆◆ セミナーの内容についてお聞きします ◆◆◆◆◆◆◆◆

(8) 本日のセミナーを、何で知りましたか

1、広報ひらつか	11人	40.7%	2、チラシ	1人	3.7%	3、タウンニュース	8人	29.6%
4、講演会・説明会等	0人	0.0%	5、その他	4人	14.8%	未記入	4人	14.8%

3と5両方に○をつけた方がいたため、100%にならない

5、その他(4) 民児協、包括、平障連、未記入 各1

(9) 「成年後見制度の概要」について

1、よくわかった	8人	29.6%	2、わかった	11人	40.8%	3、よくわからなかった	2人	7.4%
未記入	6人	22.2%						

(10) 「成年後見制度の申立て・手続きの方法」・「必要書類の集め方や記入の方法」について

1、よくわかった	6人	22.2%	2、わかった	8人	29.6%	3、よくわからなかった	6人	22.2%
未記入	7人	26.0%						

(11) 「後見人の具体的な仕事内容」について

1、よくわかった	8人	29.6%	2、わかった	12人	44.5%	3、よくわからなかった	1人	3.7%
未記入	6人	22.2%						

(12) 本日のセミナーの感想や、今後聞いてみたいこと等ありましたらご記入下さい

- すごくたくさんの貴重な資料をありがとうございました。以前も病院で勉強会を開いて下さり、継続して学べるので本当にありがたく思っております。
- 知識を深められたことに感謝します。ありがとうございました。
- 制度がはじまってからの変化もふくめて利用しやすくなった気がしましたが、あとは本当に本人によりそった後見ができるか、してもらえるかまだまだ悩ましいところです。
- 大変難しさを感じました。(制度等)
- 聞きとり易い声、言葉でよかった。実際制度を利用している率はどれくらいか。自分なりにもっともっと資料で勉強しなければと思った。
- 成年後見人制度についての問い合わせが増えてきています。本日の内容を地区民児協で伝えたいと思います。
- 家族信託制度について

平塚市の市長申立と報酬助成の状況

1 平塚市市長申立について

平塚市市長審判請求実施要綱に基づき、申し立てを行う者がいない方に対し、平塚市長が申し立てを行っている。

<申し立て件数の経過>

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	計
2016年度	14	3	0	17
2017年度	19	1	2	22
2018年度	13	0	1	14
2019年度	19	1	6	26
2020年度	9	3	3	15
2021年度 (2月末現在)	9	4	1	14

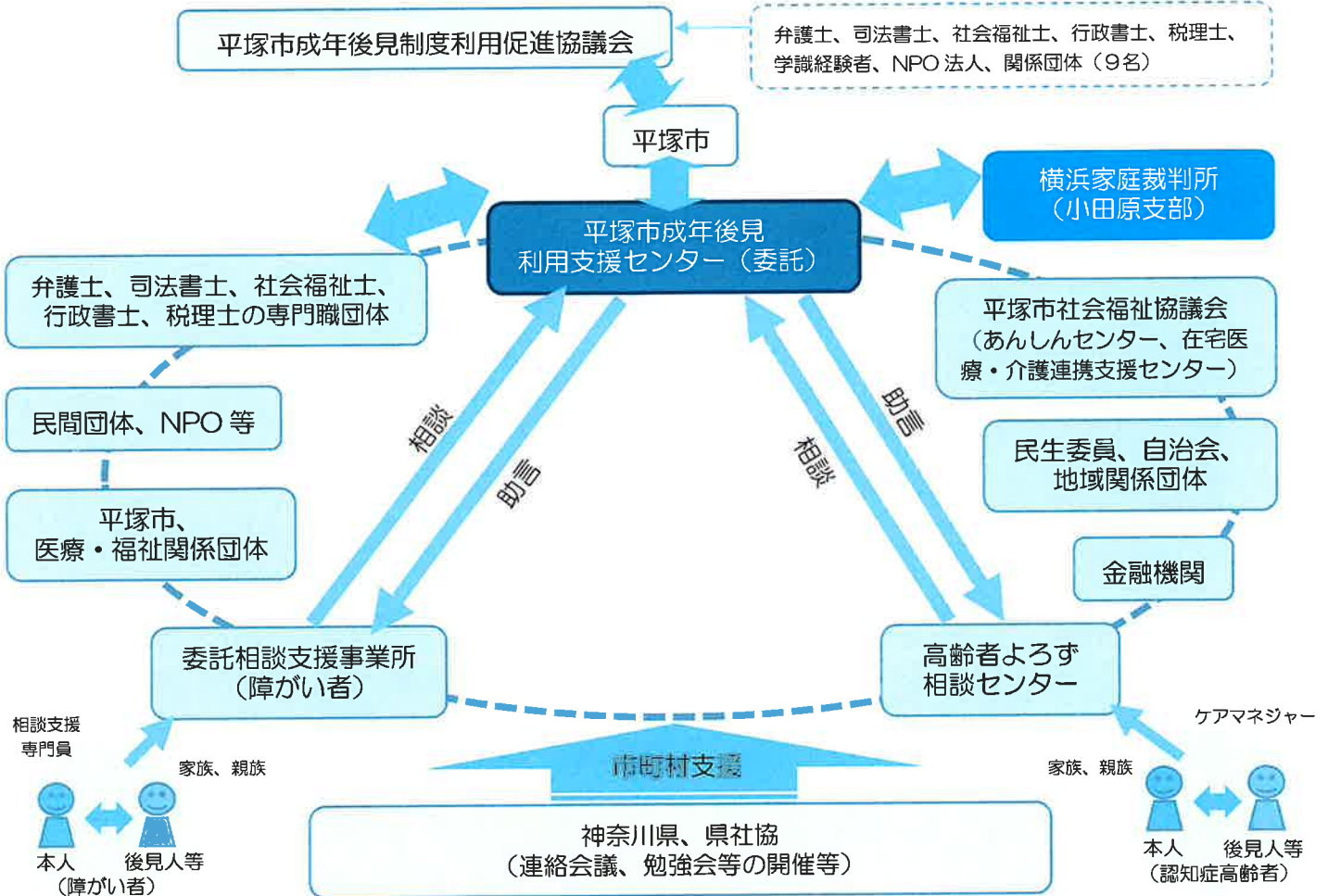
2 報酬助成について

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、助成を受けなければ報酬の支払いが困難であると認められる場合に助成を行っている。

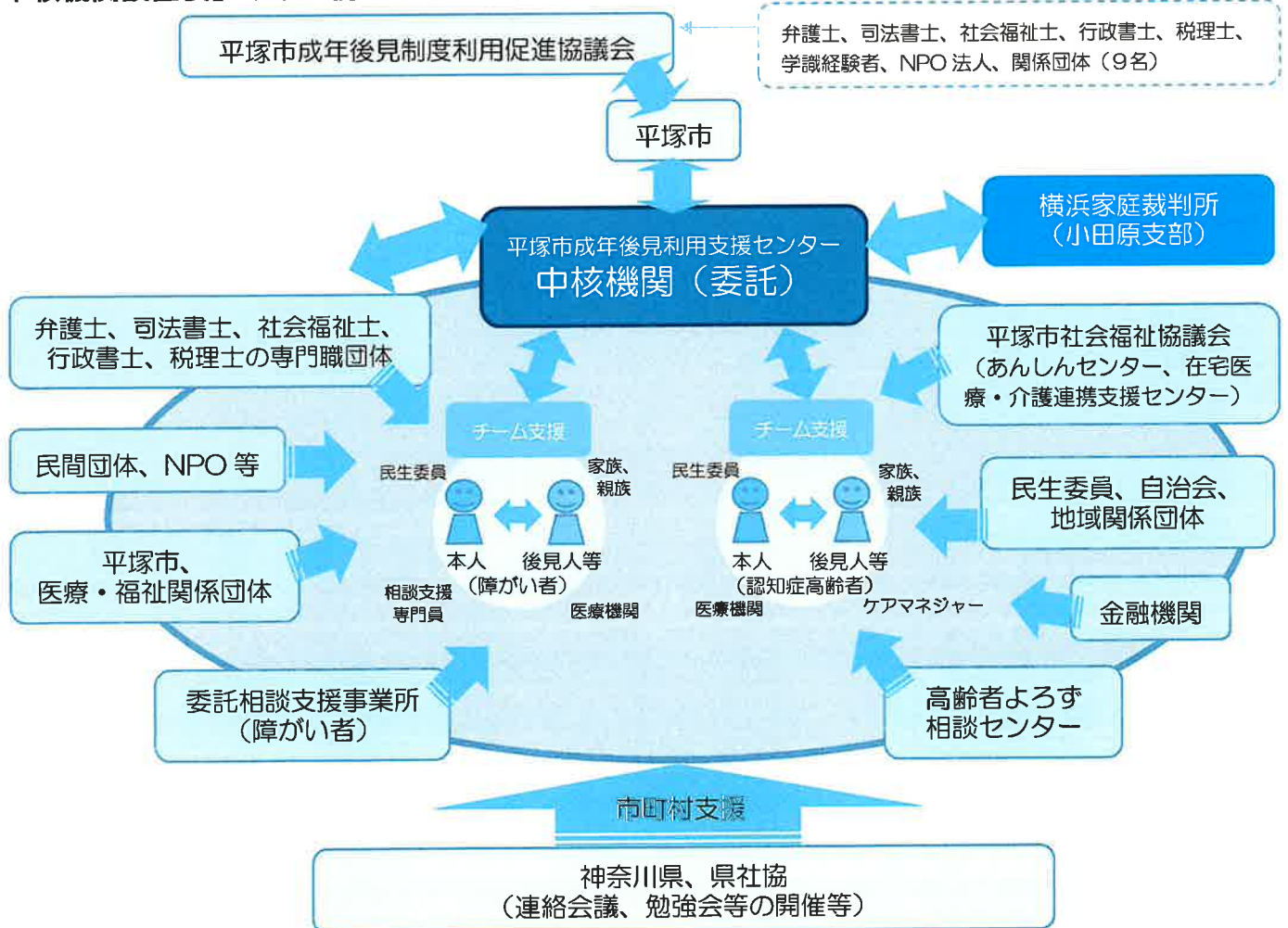
<平塚市 後見報酬助成実績>年度統計 (単位：件)

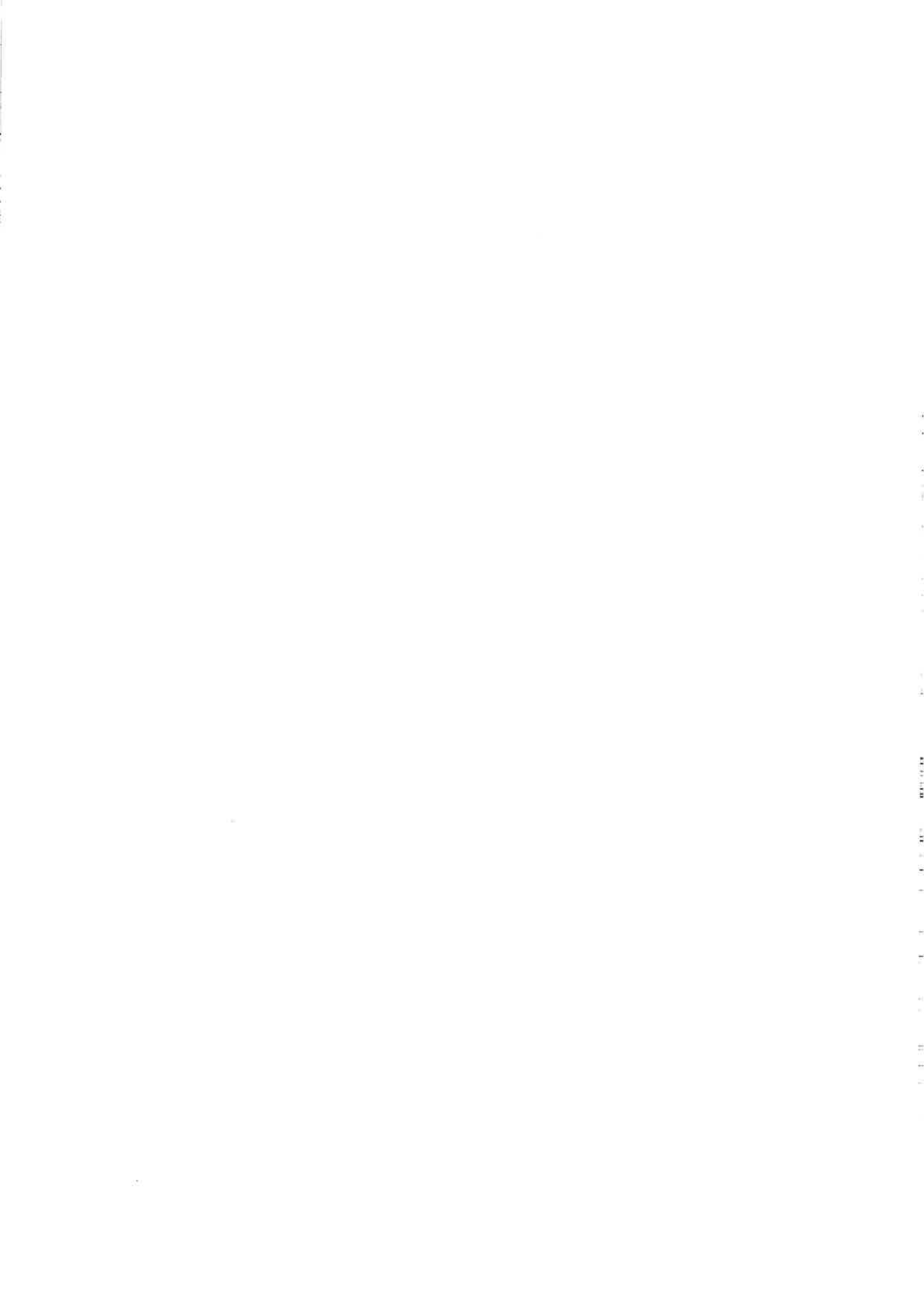
年 度	65歳以上	65歳未満	計
2016年度	6	2	8
2017年度	18	1	19
2018年度	22	2	24
2019年度	21	2	23
2020年度	14	2	16
2021年度 (2月末現在)	17	1	18

【中核機関設置前】地域連携ネットワークの現状について



【中核機関設置後】地域連携ネットワークについて

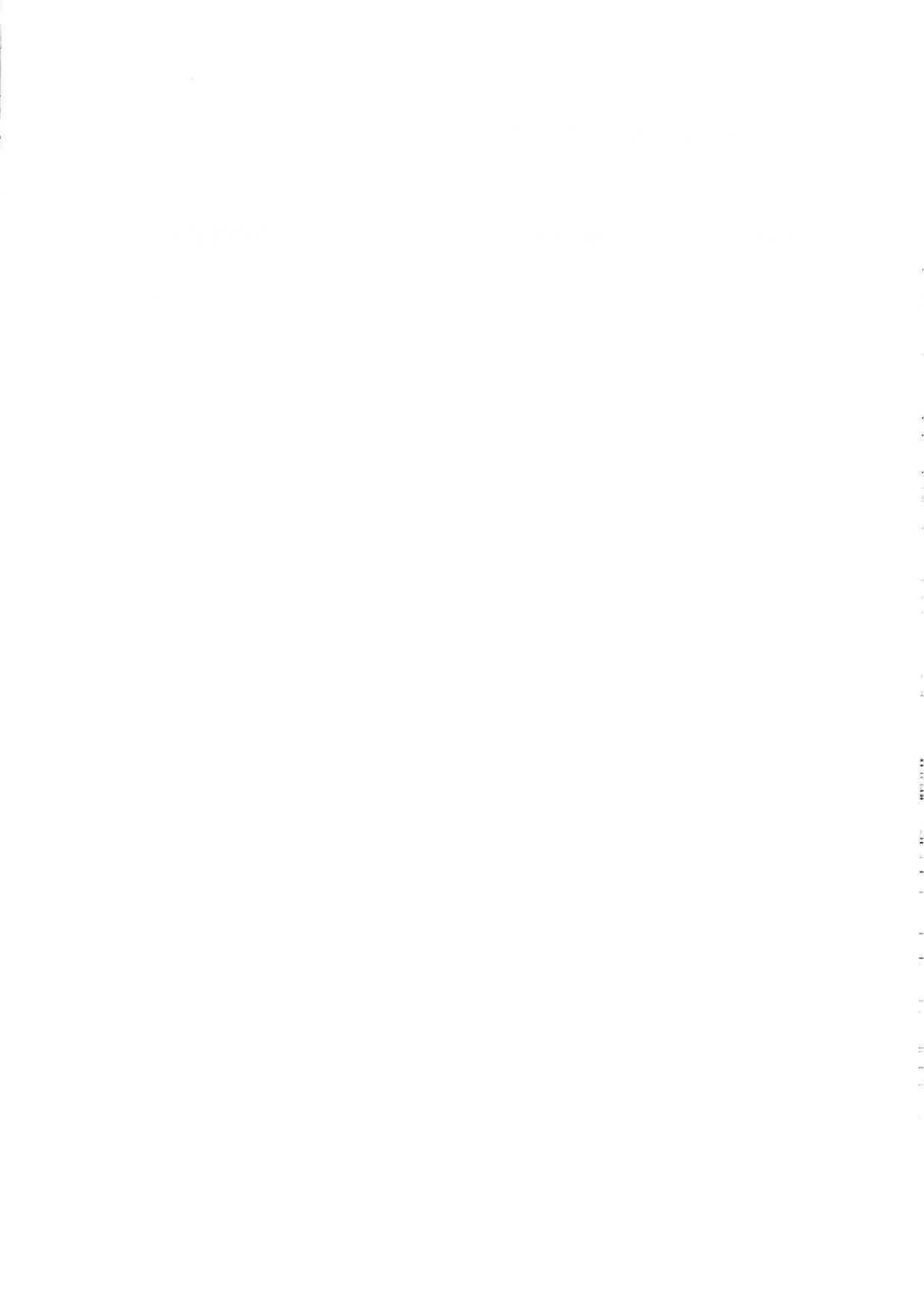




中核機関設置前後の機能について

※赤字が設置後に拡充を予定している内容

4つの機能	中核機関設置前	中核機関設置後
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、広報、タウン紙での周知 ・成年後見制度講座（不定期開催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、広報、タウン紙での周知 ・成年後見制度講座（年6回定期開催） ・動画等を用いた情報発信・周知啓発
相談	<ul style="list-style-type: none"> ・9時～17時、偶数月第1土曜、奇数月第3土曜日午前開所 ・市長申立要請の事前相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・9時～17時、偶数月第1土曜、奇数月第3土曜日午前開所 ・市長申立要請の事前相談 ・弁護士による出張相談 ・システム導入による相談対応の機能強化
成年後見制度利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援ネットワーク連絡会（年2回） ・受任調整・企画運営会議（年6回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見支援ネットワーク連絡会（年2回） ・企画運営会議（年6回） ・申立手続説明会（年2回） ・支援者のための申立手続講座（年1回） ・ケース検討調整会議（年3回）
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> ・後見サポーター全体会（年6回） ・市民後見人フォローアップ研修（年2回） ・親族後見予習セミナー（年2回） ・親族後見人研修交流会（年1回） ・第三者後見人研修交流会（年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後見サポーター全体会（年6回） ・市民後見人フォローアップ研修（年2回） ・親族後見予習セミナー（年2回） ・親族後見人研修交流会（年2回） ・第三者後見人研修交流会（年1回） ・後見活動の初期支援・定期支援



「平塚市成年後見利用支援センター設置規則」の改正内容について

改正内容

1. 成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）を「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第12条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関として位置付けることを規定しました。

⇒本市における中核機関の設置根拠となります。

2. センターが行う事業について、「成年後見制度利用促進基本計画」にある中核機関が担うべき具体的機能等を踏まえた内容としました。

現 行	改 正 後
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度に係る相談に関する事業 (2) 市民後見人の養成及び活動の支援に関する事業 (3) 成年後見制度に係る地域における連携体制の構築に関する事業 (4) 成年後見制度に係る普及啓発に関する事業 (5) その他センターの事業の実施に関し必要な事業 (6) 前各号に掲げる事業の企画調整に関すること。 	<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第12条第1項に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 成年後見制度に係る地域における連携体制の構築に関する事業 (2) 成年後見制度に係る広報及び普及啓発に関する事業 (3) 成年後見制度に係る相談に関する事業 (4) 成年後見制度に係る受任調整等の支援に関する事業 (5) 市民後見人の養成及び活動の支援に関する事業 (6) 前号に掲げるもののほか、成年後見人等の支援に関する事業 (7) その他市長が必要と認める事業

○平塚市成年後見利用支援センター設置規則

平成26年8月15日

規則第40号

改正 平成31年3月15日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、成年後見利用支援センター（以下「センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市成年後見利用支援センター	平塚市立野町31番20号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 成年後見制度に係る相談に関する事業
- (2) 市民後見人の養成及び活動の支援に関する事業
- (3) 成年後見制度に係る地域における連携体制の構築に関する事業
- (4) 成年後見制度に係る普及啓発に関する事業
- (5) その他センターの事業の実施に関し必要な事業
- (6) 前各号に掲げる事業の企画調整に関する事。

(休業日)

第4条 センターの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの日に開業し、又は別に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開業時間)

第5条 センターの開業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開業時間を変更することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの設置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年9月15日から施行する。

附 則（平成31年3月15日規則第12号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

令和 4 年度 (2 0 2 2 年度) 平塚市成年後見利用支援センター事業計画

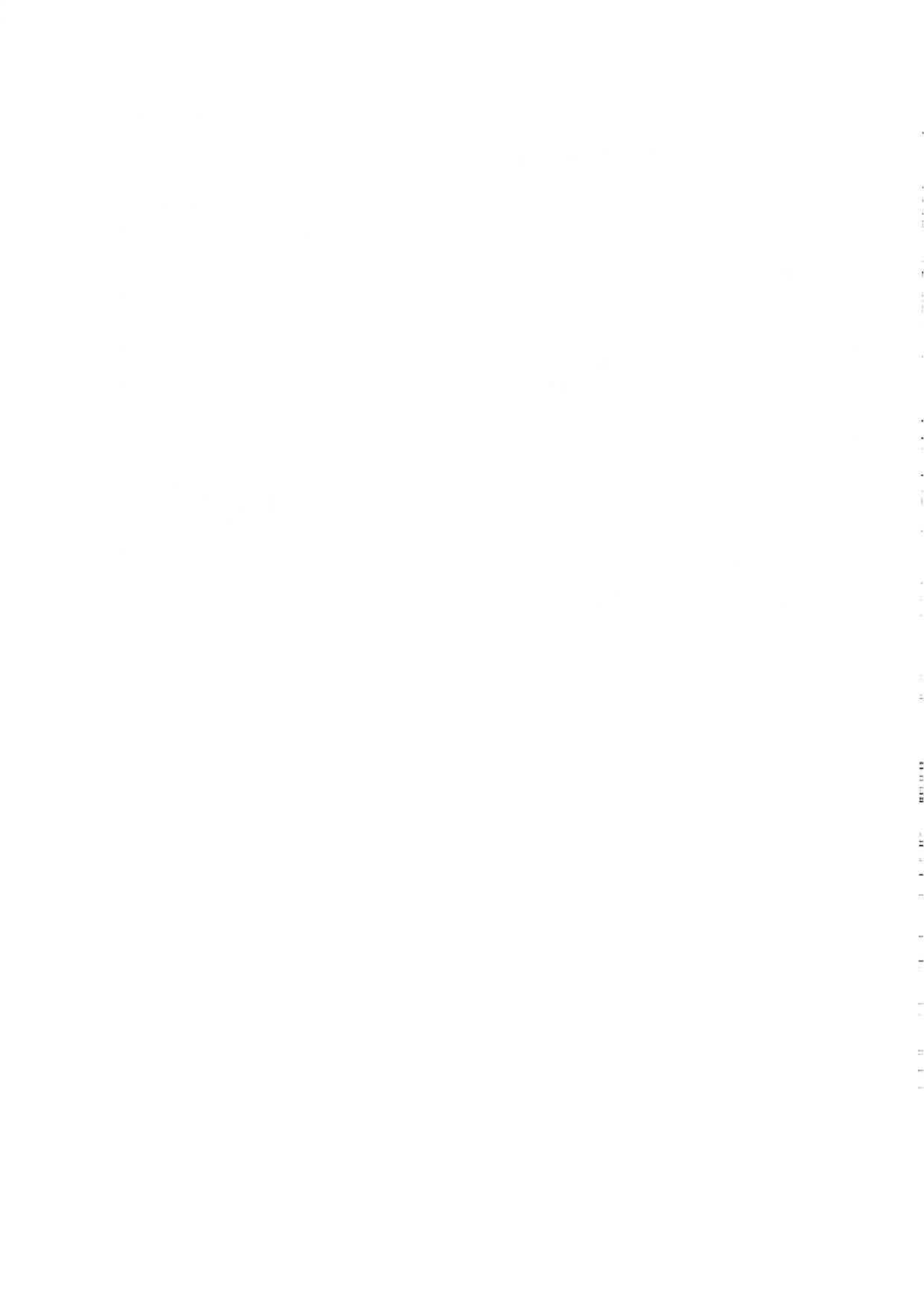
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
<p>土曜開所偶数月の第一土曜日(4/2, 6/4, 8/6, 10/1, 12/3, 2/4)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/21, 7/16, 9/17, 11/19, 1/21, 3/18)の午前</p>			
<p>(チーム支援の試行・検証を含む)</p>			
<p>成年後見制度講座の開催(偶数月に年6回程度開催) 申立手続説明会の開催(年2回開催) 支援者のための申立手続講座(年1回開催) 親族後見予習セミナー(高齢・障がい各1回) 親族後見人講習会・交流会(年2回)</p>			
<p>研修会・出張講座の開催(保健福祉関係者向け研修会、地域・企業等での出張講座。月1～2回開催)</p>			
<p>成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第1回・6月頃)</p>	<p>第三者後見人研修交流会開催</p>	<p>成年後見支援ネットワーク連絡会の開催(第2回・3月頃)</p>	
<p>システム導入</p>	<p>ケース検討調整準備会議</p>	<p>ケース検討調整会議</p>	
<p>「平塚市応急事務管理事業」の受託(全体会議:年1回、個別ケース会議:随時)</p>	<p>専門相談(概ね月1回)</p>	<p>個人受任した市民後見人の活動支援</p>	
<p>(再編)土曜開所偶数月の第一土曜日(4/2, 6/4, 8/6, 10/1, 12/3, 2/4)の午前・午後 奇数月の第三土曜日(5/21, 7/16, 9/17, 11/19, 1/5, 3/18)の午前</p>	<p>後見サポーター全体会への参加(奇数月(5/12, 7/7, 9/1, 11/10, 1/5, 3/2))</p>	<p>第一期～第七期後見サポーターの活動支援</p>	
<p>後見サポーター、市民後見人 自主勉強会支援(偶数月(4/7, 6/2, 8/4, 10/6, 12/1, 2/2))</p>	<p>後見サポーター・後見サポーターフォローアップ研修(第1回)</p>	<p>市民後見人・後見サポーターフォローアップ研修(第2回)</p>	
<p>後見サポーターの受任支援</p>	<p>基礎研修(説明会)開催(7・8月・予定)</p>	<p>基礎研修 開催(9～12月・予定)</p>	<p>市民後見人保険改定</p>



中核機関における対応について

照会事項	方向性
法定後見について	
① 既に後見人等が選任されている場合で、後見人等への苦情の対応については、右記のように考えていますが、御意見がありましたら御記入ください。	<p>現状では、専門職後見人については所属団体へ相談等すること、親族後見人については家庭裁判所へ相談・上申等することを案内しています。</p> <p>「センター」においては、後見人等への苦情や不正の指摘に十分な裏付け（例えば、証拠となる文書や記録）があり、かつ相談者が同意する場合は、「センター」から家庭裁判所へ上申することや所属団体へ報告することも検討したいと考えています。</p>
② 既に後見人等が選任されている場合で、後見人等の不正を指摘する相談への対応については右記のように考えていますが、御意見がありましたら御記入ください。	<p>こうした対応を行うにあたっては、あらかじめ作成した「チェックリスト」や「マニュアル」によることを予定しています。</p>

※平塚市成年後見利用支援センターを「センター」と表記しています。



意見照会に対する御意見の概要

1.全体的な御意見	
①	センターで丁寧に聞き取りし、情報・状況を整理する必要がある。
②	苦情を受けたとき、一度中核機関で相談をうけ、本人や後見人等から聞き取りをして状況を把握することが必要。
③	原案の方向性でよい（問題ない）と思う。
2.苦情と不正の取り扱いについて	
①	「苦情」と「不正の指摘」との間の線引きは非常に難しいと考える。
②	センターは、十分な裏付けの有無ではなく、苦情等の具体性や重要性によって対応を区別すべき
③	権利擁護の回避や不正の摘発の端緒となる可能性が「小さいもの」と「小さくないもの」に区別して対応を考えるべきである。
④	「苦情」であるのか、「相談」であるのかで対応は分けられると考える。
⑤	家庭裁判所が監督権限を直ちに行使すべき「不正」と、そうではない「不適切な後見事務」については、対応が異なってくることが想定される。
3.センターから家庭裁判所へ上申することや所属団体へ報告することについて	
①	所属団体への相談や家庭裁判所への相談・上申の主体は、あくまでも被後見人等であると考えられる。しかし、相談・上申を計画的にすすめることや苦情等を整理することは、難しい場合があることが予想される。そのため、センターが上申前の相談に応じる体制をつくることは、被後見人等の安心につながると思われる。 また、センター側にとっても苦情や不正の具体について理解できないため、不正の防止や不適切な実務を是正することに関する対応策を検討する一助になり、モニタリングやバックアップの担保にもつながるであろう。
②	センターから直接家裁へ上申することや、所属団体へ報告した方がよいと思う。その前提として、成年後見人及び本人や家族、支援者等と意見交換や相談ができるような体制構築を中核機関がコーディネートしておく必要があると思う。
③	中核機関が不正告発の当事者となることを避け、不正の通告者自身が家裁の監督権に期待して上申する方法を案内するのがよいと思う。
④	苦情の中には、正当な事務を行っている後見人に対するものも少なからずあるため、双方の意見を公平に把握したうえで、必要な対応をすることが必要と考えます。
⑤	誤解等による問題であれば、その段階で解決に導いた方がよいと思う。それでも解決できない場合、所属団体や家裁を案内することにより、被後見人等苦情を寄せた人から中核機関の対する信頼を得られ、後見人等も安心して職務を遂行できることにつながると思う。
⑥	親族後見人の場合、苦情相談者が法律的な知識が乏しかったり、後見人等の役割を十分に理解していないことによる苦情が多いのではないかと。
⑦	地域の利用者の権利擁護という面から、十分な裏付けがある不正等の不適當についてはセンターが家庭裁判所へ上申を行うことはあり得ると思う。特に虐待等の身上面における不正の指摘の場合は、効果的な対応になるのではなかろうか。

4.チェックリストやマニュアルの作成について

- ① 苦情を受け付けた中核機関の対応が妥当なものであることを、苦情申立人、専門職団体、家庭裁判所へ説明できるよう、チェックリストやマニュアル等の整備できると良いと思います。中核機関に対しては、特に「不適切な後見事務」の対応が期待されていると思われます。この点、当初から万能なマニュアル等の整備が行えるとは思いませんが、事例を積み重ねながら、より良い対応ができるようになると良いと考えます。
- ② 中核機関マニュアル作成では「苦情」なのか「相談」なのか、この違いを明確にすることが大切と思う。
- ③ 苦情内容によってはチェックリスト等を活用して、専門家の相談へ案内したり専門家部会の判断に委ねることを検討していきたい。
- ④ チェックリストやマニュアル等が整備できるとよいのではないかと。万能なマニュアル整備は行えないかもしれないが、事例を重ねながら良い対応ができると良い。
- ⑤ 「後見人等の不正の指摘に十分な裏付け」について、具体的にどのような情報をさすのか明確にすることが必要ではないか。

5.その他

- ① 事例を積み重ねれば、どのようなことがトラブルの原因になるのか等も把握でき、その後の運営にも活かせると思う
- ② 具体的にどのような苦情があり、どのように対応したか等、教えていただき、参考にしたい。
- ③ 家裁の敷居が高いと感じて、相談をためらっている人もいることもあると思う。親族後見人への講座や交流会を増やして支援する必要があると感じる。